

平27福情答申第8号

平成27年8月25日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年7月16日付け総人第485号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定職員の福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「特定職員の福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が福岡市情報公開条例第7条第1号を理由として行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

**第2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成26年6月3日付け総人第324号で実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成26年5月28日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年6月3日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年6月26日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、以下の内容を主張している。

- (1) 特定職員の福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴については、個人情報であっても、条例第7条第1号ただし書のイの「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回る」場合に当たり、公開すべきで

ある。

- (2) 特定職員の発言で傷ついたので、当該職員が今までどのような仕事をしてきたのか自分には知る権利がある。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書の特定について

異議申立人が主張する「特定職員の福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴」が記載された文書としては、職員の異動歴が記載された「履歴書」がある。履歴書の記載内容としては、氏名、年齢、採用から現在までの異動歴、発令年月がある。この異動歴については、任命権者が作成（システムで管理）し、職員の人事管理に使用しており、異動歴をシステムから出力したものが履歴書である。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

ア 条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうとされている。

異議申立人が請求した文書に記載されている情報はすべて、対象となる職員に関する情報であるため、条例第7条第1号の「個人に関する情報」に該当し、非公開情報とすべきであると考ええる。

特に、職員の異動歴は、発令内容により個人の採用年月や昇任時期が明らかになるほか、内容によっては個人の心身の状況についても推測されうるものであり、特定の個人を識別することができる情報と考えられる。

イ また、条例第7条第1号ただし書のウの規定により、個人に関する情報であっても「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開しなければならないとされているが、「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、職務を遂行する場合

における当該活動についての情報であり、任命権者が人事管理上作成している異動歴はこれに当たらないと考えられる。

ウ また、異議申立人は、個人に関する情報であっても、条例第7条第1号ただし書のイの「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回る」場合に当たるので公開すべきであると主張しているが、本件処分に係る情報は、採用から現在に至るまでの情報が時系列的に並べられた異動歴であり、当該規定には該当しない。

エ なお、福岡市においては、毎年「福岡市職員名簿」を作成し、一般に閲覧できる状態にしているほか、係長級以上は人事異動一覧、課長級以上は職員名簿を福岡市ホームページに掲載しているが、これは、作成時点の職員の所属を明らかにしているものにすぎず、このことをもって、採用から現在に至るまでの情報を時系列的に並べた異動歴が、条例第7条ただし書のアの規定の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められない。

#### 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書の特定について

- (1) 異議申立人は、異議申立書において、特定職員の「福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴」が記載された文書の公開を主張している。
- (2) 実施機関によると、異議申立人が主張する文書としては、職員の異動歴が記載された「履歴書」があり、この履歴書には、氏名、年齢、採用から現在までの異動歴、発令年月が記載されているとのことである。
- (3) 当審査会において「履歴書」の雛形を見分したところ、異議申立人が主張する「福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴」に合致する内容の記載がなされているため、実施機関が「履歴書」を本件対象文書として特定したことは妥当であると認められる。

##### 2 条例第7条第1号本文該当性について

- (1) 実施機関は、本件対象文書が条例第7条第1号に該当し、非公開情報に当

たる旨主張しているもので、まず、その妥当性を判断することとする。

(2) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定しているが、他方で、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

(3) 当審査会において本件対象文書を確認したところ、そこに記載された詳細な人事記録は、職員の人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱いに係る情報であって、これらの情報は、職員個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当することが認められる。

(4) そこで、以下、本件対象文書に記載された情報について、職員が公務員であることから、まず、条例第7条第1号のただし書のウに規定する職務の遂行の内容に係る情報であるかどうかを判断し、その上で、さらに同号ただし書のア又はイに該当するかどうかを判断することとする。

### 3 条例第7条第1号ただし書のウ該当性について

本件対象文書に記載される情報は、職員の任用、給与、勤務能率、身分保障、その他職員の人事関係事務に用いるために実施機関によって保管されているものであり、その趣旨に鑑みると、本件対象文書に記載された詳細な人事記録は、職員の人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱いに係る情報であって、当該職員が現在担当している職務の遂行に関する情報とはいえないから、条例第7条

第1号ただし書のウには該当しないものと認められる。

#### 4 条例第7条第1号ただし書のア又はイ該当性について

(1) 次に、当審査会で確認したところ、実施機関は、毎年職員名簿を作成し、年度毎の所属を公にしていることから、条例第7条第1号ただし書のアの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるか否かについて検討することとする。

(2) 実施機関において毎年作成されている職員名簿については、所定の場所で閲覧が可能であり、記録を追うことで職員の経歴の一部を知ることが可能となるものの、これらは単に職員名簿作成時点における職員の所属先を明らかにしているものにすぎず、このことをもって、人事記録に記載された採用から現在に至るまでを時系列的に記述した詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。また、本件で対象となっている特定職員については、その経歴等が実施機関によって公表された事実もない。したがって、いずれにしても、本件対象文書は条例第7条第1号ただし書のアに該当しないものと認められる。

(3) その他、異議申立人は、特定職員の発言により傷ついたため、当該職員が今までどのような仕事をしていたのか知る権利があると主張するが、本件対象文書に記載された職員の履歴の情報については、同号ただし書のイに規定する人の生命等の保護を図るために必要であるという事情は認められない。

#### 5 異議申立人のその余の主張

異議申立人のその余の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

平成26年7月16日	実施機関からの諮問
平成26年8月21日	実施機関が弁明意見書を提出
平成27年5月19日（第2部会）	審議
平成27年7月28日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，井上禎男，勢一智子，錦谷まり子